

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 3 月 3 日

契約担当者

兵庫県加西警察署長 大 戸 英 治

1 入札に付する事項

(1) 業務件名

兵庫県加西警察署舎エレベーター保守点検業務委託

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

異議のない場合は、令和 12 年 3 月 31 日まで自動更新とする。

(4) 履行場所

兵庫県加西市北条町東高室 873 番 7 兵庫県加西警察署

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒675-2321 兵庫県加西市北条町東高室 873 番 7

兵庫県加西警察署会計課

電話 (0790) 42-0110 内線 233

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 7 年 3 月 3 日(月)から同年 3 月 7 日(金)まで

午前 10 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和 7 年 3 月 14 日(金) 午後 2 時 00 分 加西警察署 1 階相談室

(4) 入札書の提出期限

(3) の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和 7 年 3 月 14 日(金)午前 9 時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の 100 分の 110)の 100 分の 5 以上の額の入札保証金の納入を求める。ただし、保険会社との間に兵庫県加西警察署長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて入札日の前日までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県加西警察署長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。また財務規則に基づき免除する場合もある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様書で示した内容を履行できることを証明する書類を令和 7 年 3 月 7 日(金)午後 5 時までに上記 3 の(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に關し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和 7 年 4 月 1 日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者

の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

仕様書で示したものを履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、令和7年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。